

第1条 (目的)

この利用規約(以下、「本規約」といいます。)は、東京電力エナジーパートナー株式会社(以下、「東京電力」といいます。)が提供する「ビジネスTEPCOかけつけサービス」(以下、「本サービス」といいます。)の利用に関して定めるものです。

第2条 (用語の定義)

本規約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによります。

1. 「会員」とは、本規約に同意のうえ、東京電力所定の方法により、会員登録(以下「入会」といいます。)の手続きを行った者をいいます。
2. 「サービス対象物件」とは、会員が本サービスの提供を受ける建物の全部またはその一部の区域をいいます。
3. 「サービス対象設備」とは、会員がサービス対象物件において使用する機器または設備をいいます。
4. 「需給契約」とは東京電力と締結する電気需給契約またはガス需給契約ならびに東京電力グループ会社のテプコカスタマーサービス株式会社(以下、「TCS」といいます。)と締結する電気需給契約をいいます。

第3条 (委託)

東京電力は、本サービスの運営業務をシンプロメンテ株式会社(以下、「委託会社」といいます。)に委託(委託会社がさらに第三者に委託すること(それ以降の再委託も含みます。))も含みます。)するものとし、会員は、あらかじめこれを承諾するものとします。

第4条 (本サービスの内容)

1. 東京電力は、会員に対し、次に定める本サービスを提供します。

(1) 緊急かけつけ対応

- ① 会員は、サービス対象物件における本号⑤に掲げる機器および設備に緊急のトラブルが生じた場合に、24時間365日、受付する東京電力指定のかけつけサービス専用ダイヤルに電話連絡することで、当該トラブルの解決を図るための情報提供(電話口のトラブル解決に関するご案内)または緊急かけつけ対応のサービスを受けることができます。
- ② 緊急かけつけ対応のサービスとは、委託会社の作業員が、会員からの依頼に基づき、サービス対象物件へ出動し、緊急のトラブルに対応するサービスです。会員は、本サービスがトラブルの解決を保証するものではないことを承諾するものとします。
- ③ 会員は、天候、交通状況または作業員の作業状況等により、サービス対象物件へ出動することに時間を要する可能性があること、またはサービス対象物件の所在地によっては、翌日の出動となる場合があることにあらかじめ承諾するものとします。
- ④ 会員は、本サービス提供時に騒音または作業音等が発生し、周辺住民等に影響が及ぶおそれがある場合には、当該周辺住民等への説明の対応を行うものとします。

⑤ サービス対象設備および作業

サービス対象設備および作業は、次に掲げるとおりとします。年式による制限はありませんが、海外メーカー等で部品調達ができない場合があります。

a. 電気設備

照明器具(店内・外)、ブレーカー、コンセント、スイッチ、外灯、看板、ネオンサイン、屋内配線の引き直しや回路増設等の電気工事全般

b. 給排水設備

シンク・洗面台における給水管・排水管・給湯管(漏れ・破損に限り)、給湯器の給湯管、衛生器具(便器、便座、洗面台、エアータオル)、水栓器具(シンク、洗面台、止水栓、散水栓)、貯水槽・汚水槽

c. 空調・換気設備

エアコン、換気扇・有圧扇、排気・給気ファン、ダクト・ダンパー

d. 内外装・外構

壁、天井、床、柱補修、クロス、ボード、シート張替、パーテーション、外壁、軒天屋根、車止め、フェンス、バリカー、ブロック塀、路面、マンホール

e. 開口部

自動ドア、シャッター(自動・手動)、ガラス(窓・ドア)、ドア(建付不良、鍵、ドアクローザー)、サッシ・格子

※開口部のトラブルのうち、犯罪事件の可能性がある場合には、警察へ届出をした後、委託会社の判断による対応となります。

f. 業務用厨房機器

冷凍・冷蔵庫、プレハブ型冷凍・冷蔵庫、食器洗浄機、製氷機、グリドル、焼き台(グリラー)、ガスコンロ、フライヤー(電気・ガス)、茹で麺機、オープン(電気・ガス)、電磁調理器、電子レンジ、炊飯器、給湯器

g. 対象外設備

上記以外の設備機器、家電製品(家庭用冷蔵庫、洗濯機、電子レンジなど)、家庭用ガス機器(家庭用ガス給湯器、コンロ、衣類乾燥機など)、ビールサーバー、ジュースディスペンサー等の飲料機器

(2) 清掃サービス

- ① 会員は、サービス対象物件における本号④に掲げる機器および設備の予防保全として東京電力指定のかけつけサービス専用受付に連絡することで、清掃サービスを受けることができます。
- ② 清掃サービスとは、委託会社の作業員が、会員からの事前の依頼に基づき、サービス対象物件へ伺い対象機器を清掃するもので、緊急出動の対象にはあたりません。
- ③ 作業対象機器の種類や状態および作業場所によっては、予定していた作業が出来ない場合があります。
- ④ サービス対象設備および作業
 - a. 業務用エアコン分解洗浄
天井埋め込みカセット型、天井吊型、暖房天井吊型、床置き(10馬力まで)
 - b. 業務用厨房機器のコンデンサ洗浄
冷凍庫、冷蔵庫、冷凍冷蔵庫、製氷機、冷蔵ショーケース等
 - c. その他
排水管清掃、排気ファン・ダクト洗浄等

第5条 (会員資格等)

1. 次の条件のいずれかを満たすお客さまが、本サービスの会員になることができます。

- (1) 東京電力またはTCSと需給契約を締結している法人のお客さま
- (2) その他東京電力が本サービスの会員となることが適当であると判断したお客さま

2. 会員は以下のいずれかを満たし、東京電力が本サービスを提供することが可能であると判断した建物またはその一部の区域をサービス対象物件とすることができます。
 - (1) 居住用の住宅・住戸などの建物ではなく、事務所・飲食店などの店舗やホテル、病院等の建物であって、東京電力またはTCSの需給契約に基づき電気またはガスを使用している建物
 - (2) 東京電力との需給契約が建物の所有者やビル管理会社等と締結されている建物に出店しているなど、やむを得ない理由で東京電力またはTCSとの需給契約を締結できない店舗等の区域
 - (3) その他東京電力がサービス対象物件とすることが適当であると判断した建物またはその一部の区域

第6条 (入会)

1. お客さまが、本サービスの利用を希望する場合は、本規約の内容を確認し、同意のうえ、東京電力所定の登録方法によりあらかじめ入会の手続きをするものとします。
2. 東京電力は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、入会をお断りする場合があります。その場合は、書面にて通知します。
 - (1) 入会時に必要な事項の内容に、虚偽の記載または不備があった場合
 - (2) 過去に会員が本規約の違反等により本サービスの全部もしくは一部の利用を停止され、または本サービスの提供を拒否されたことがあった場合
 - (3) 東京電力またはTCSとの需給契約に基づく電気またはガス料金について、入会手続き時点で支払期日を経過してなお支払われていない場合
 - (4) その他、前各号に準ずる事由があると判断した場合

第7条 (利用期間)

1. 本サービスの利用開始日は、前条に基づき会員登録が完了した翌月1日とします。ただし、利用開始日について別途お知らせする場合は、この限りではありません。
2. 本サービスの利用期間は、サービス利用開始日から1年間とします。
3. 本サービスの利用期間満了日の1か月前までに、お客さままたは東京電力から別段の意思表示が無い場合は、本サービスの利用契約は、自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とします。

第8条 (退会等)

1. 会員は、会員登録を解除(以下「退会」といいます。)する場合は、東京電力所定の方法により、退会することができます。この場合、退会の手続完了日をもって、退会日とします。
2. 東京電力は、会員が第5条第1項に定める会員資格を喪失した場合、当該事由を東京電力が認識した日をもって、退会させることができるものとします。
3. 会員が負う本サービスの利用期間中の第10条に定める利用料金支払債務その他の債務は、退会によっては、消滅しません。
4. 会員が、第13条第5項に定める禁止行為を行ったと東京電力または委託会社が判断したときは、東京電力は、会員に対し何らの通知、催告を行うことなく、直ちに会員を退会させることができます。

第9条 (本サービスの利用)

1. 会員は、本規約に従い、自らの責任と負担により本サービスを利用するものとします。
2. 会員は、本サービスの利用を希望する時は、東京電力が定める窓口へ連絡するものとします。
3. 会員は、東京電力が前項の連絡を受けた時に提示する、作業にかかる概算見積金額に了承し、出動作業を依頼した時点で本サービスの利用契約(以下「利用契約」といいます。)が成立するものとします。
4. 東京電力および委託会社は、東京電力または委託会社に帰責事由があった場合を除き、本サービスにかかわるトラブル等については一切責任を負わず、会員は、当該トラブル等を自己の負担と責任で一切を解決するものとします。
5. 本サービスにおいて、サービス対象物件が、賃貸物件等で所有者以外の入居者が会員である場合であって、設備改修等の作業が必要なケースについては、サービス対象物件の所有者の承諾のうえでの対応となります。なお、所有者への了解は、会員が得るものとします。
6. 東京電力は、利用契約に定める義務を履行しない会員に対し、その履行を催告したにもかかわらず、当該不履行が催告後7日以内に是正されないときには、本サービスの提供を中止し、退会させることができます。
7. 前項の場合、東京電力および委託会社は、会員に対し被った損害の賠償を請求することができるものとし、会員はその請求に応じなければならないものとします。

第10条 (利用料金)

1. 本サービスの利用に係る料金(以下、「利用料金」といいます。)は、作業料金、キャンセル料金(キャンセルが発生した場合のみ)、部品費用、出動交通費、駐車料金の実費および初回診断費・現場調査費(状況に応じて発生)の合計とします。
2. 利用料金は、サービス対象物件ごとに発生し、作業内容によって異なります。
3. 利用料金等は、原則、前月21日から当月20日までを「1月」として算定して1月に発生した作業等に応じて算定します。
4. 深夜時間帯(22時から6時)の作業に対しては、利用料金の合計に深夜割増料金を加算します。深夜割増料金の適用は作業開始時間が深夜割増時間(22時から6時)に該当する場合です。

第11条 (料金のお支払)

1. 利用料金等が発生した場合は、原則として、振込用紙にてお支払いいただけます。ただし、東京電力が他の方法によるお支払いを認めた場合は、会員の選択した支払方法に基づきお支払いいただけます。
2. 会員は、原則としてサービス対象物件が複数ある場合は、利用料金等をまとめてお支払いいただけます。
3. 当月分の作業料金等の支払期日は、サービス利用月の翌月27日とします。
4. 支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日(以下、「休日」といいます。)に該当する場合には、東京電力は、支払期日を翌日に延伸します。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに1日延伸します。
5. 会員は、東京電力が利用料金その他会員に対する債権を、株式会社ファミリーネット・ジャパン(以下、「FNJ」といいます。)に譲渡することをあらかじめ承諾するものとします。
6. 利用料金の請求については、東京電力よりFNJに債権譲渡のうえ、FNJが会員へ請求します。

第 12 条 (提供の拒否)

- 東京電力および委託会社は、次のいずれかの事由に該当すると判断した場合、会員に対して、本サービスの提供を拒否することができるものとします。
 - 会員本人の本サービスの利用であると確認できない場合
 - 東京電力または委託会社が不具合箇所の部品交換・本体交換・器具設置による処置が必要であると判断したにもかかわらず、会員が、当該部品交換・本体交換・器具設置をせずに再度、同一の箇所等で不具合が発生した場合
 - 本サービスの対象となるトラブルが、国・公共団体等が所有する設備等に起因する場合
 - 台風、大雨、暴風、積雪等の気象状況、地震、噴火等の天変地変もしくは戦争、暴動または公権力の行使等により、本サービスを提供することに危険が伴うことが予測される場合
 - 本サービスの対象となるトラブルの原因が、会員の故意による場合
 - 会員からの依頼内容が第4条に定める本サービスの内容を逸脱する場合
 - 本サービスを提供することにより、第三者に損害や迷惑を与える場合またはそれらのおそれがある場合
 - 東京電力または委託会社のシステムの保守点検が必要な場合またはシステムに障害が発生した場合
 - 停電が発生した場合
 - 多額の費用を要する場合または技術的に容易ではない場合
 - その他東京電力または委託会社が本サービスを提供することが困難または不適切と判断する場合
- 会員が支払期日を経過してもなお、利用料金等を支払わない場合、本サービスの提供を拒否することがあります。拒否した場合でも、支払われていない利用料金等の会員の支払義務は存続します。
- 東京電力は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して会員等またはその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負いません。

第 13 条 (会員の遵守事項)

会員は、本サービスの利用にあたり、次に定める事項を遵守するものとします。

- 本サービスが円滑に行われるように、東京電力および委託会社の作業員に協力すること
- 本サービスを提供するために必要となる電気、水道、ガス、および通信その他の費用を負担すること
- 本サービスの提供に関する問い合わせまたは苦情の申し出等については、東京電力所定の窓口へ連絡すること
- 会員と利用者が異なる場合、本規約で会員が負う義務と同等の義務を当該利用者にも負わせ、遵守させること
- 本サービスの利用に関して、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないこと
 - 本サービスを営利目的で利用する行為
 - 会員資格のない第三者に本サービスを受けさせる行為
 - 本規約を逸脱する行為またはそれに類する行為
 - 本サービスに関係する個人、法人、団体または第三者を誹謗中傷する行為
 - 本サービスに関係する個人、法人、団体もしくは第三者が保有する著作権、財産権、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれがある行為
 - 本サービスに関係する個人、法人、団体もしくは第三者に不利益もしくは損害を与える行為、または与えるおそれのある行為
 - 政治、選挙、宗教活動もしくは個人の思想による活動等の一切の行為、またはこれらに類する行為
 - 犯罪、反社会的行為を含む公序良俗に反する行為、またはこれに類する行為
 - 法令に違反する行為、またはそのおそれのある行為
 - その他、本サービスの利用の一般的なマナーやモラルを著しく逸脱し、不適切であると東京電力または委託会社が判断する行為

第 14 条 (会員等情報の変更)

- 会員は、自らまたはサービス対象物件の名称、所在地、電話番号等の東京電力に届け出た情報(以下、「会員等情報」といいます。)に変更があった場合は、速やかにかけつけサービス専用ダイヤルへ変更連絡をするものとします。
- 前項の変更手続きの申請があった場合、東京電力は、その申請のあった事実を確認するための書類の提示または提出を会員に求める場合があります。会員は、これに応じなければならないものとします。
- 会員等情報の不備、変更手続の未実施や遅延等により会員または利用者が不利益を被ったとしても東京電力はいかなる責任も負いません。

第 15 条 (本規約の変更)

- 東京電力は、会員の承諾なく、本サービスの内容を変更することができるものとします。
- 東京電力は、本サービスの運営上必要と判断した場合、本規約を変更することがあります。この場合、第7条に定める利用期間満了前であっても、料金その他の条件は変更後の本規約によります。変更後の本規約は、メール・書面または東京電力Webページ上にてお知らせします。

第 16 条 (本サービスの変更・中止・終了)

- 東京電力は、会員の承諾なく、本サービスの内容を変更・中止・終了することができるものとします。この場合、メール・書面または東京電力Webページ上にて事前にお知らせします。
- 東京電力は、会員が、前項の変更・中止・終了に伴い被った不利益損害について、いかなる責任も負いません。

第 17 条 (損害賠償)

- 会員は、本規約に反した行為、不正もしくは違法な行為または故意もしくは過失によって、東京電力または委託会社に損害を与えた場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。
- 会員は、本サービスの利用に関わる従業員、責任者その他一切の関係者に対して、本規約に基づき自らが負う義務と同様の義務を課すとともに、これらの者の本サービスに関する行為等につき、一切の責任を負うものとします。これらの者の責めに帰すべき事由により東京電力または委託会社に損害を与えた場合には、会員は、当該損害を賠償する責任を負うものとします。
- 東京電力の責めに帰すべき事由により本サービスに関連して会員が損害を被った場合の東京電力の賠償責任の範囲は、東京電力の責めに帰すべき事由により現実に発生した直接かつ通常の損害に限られるものとし、かつ、損害の原因となる事由が生じた時点から遡って過去1年間に会員から東京電力が現実に受領した利用料金の総額を上限とします。

第 18 条 (免責事項)

1. 会員の責めに帰すべき事由により生じた損害等については、東京電力および委託会社は、その責めを免れるものとします。
2. 本サービスを提供する東京電力および委託会社以外の者の責めに帰すべき事由により生じた損害および本サービスの利用の際に生じた第三者とのトラブル等については、東京電力ならびに委託会社はその責めを免れるものとします。

第 19 条 (反社会的勢力の排除)

1. 会員は、次の各号のいずれにも該当しておらず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、確約するものとします。
 - (1) 自ら(法人その他の団体にあつては、自らの役員を含みます。以下、同様とします。)が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これに準じるもの(以下、総称して「暴力団員等」といいます。)であること。
 - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4) 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (6) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - (7) その他前各号に準ずること。
2. 会員は、自らまたは第三者を利用して、自らもしくは自らの関係者が暴力団員等であると標榜する行為、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた要求行為、取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて東京電力の信用を棄損し、または東京電力の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為の一切を行わないことを表明し、確約するものとします。

第 20 条 (個人情報の取り扱い)

1. 東京電力および委託会社は、会員の個人情報については、個人情報の保護に関する法律に従い、必要な保護措置を講じたうえで適切に管理するとともに、以下のとおり取り扱うものとします。
2. 東京電力は、会員が本サービスの提供を受けるために自ら届け出た次の個人情報を含む情報を取得します。
 - (1) 会員が東京電力に届け出た事項
 - (2) 前号に定めるもの以外に会員が本サービスの利用にあたり、東京電力または委託会社等に届け出た事項
3. 東京電力は、本サービスの提供にあたり会員から取得した個人情報を次の目的のために利用します。
 - (1) 本サービスの提供、運営をする目的
 - (2) 東京電力および委託会社が本サービスに関する情報提供資料を送付する目的
 - (3) 東京電力の定款記載の事業において、東京電力との契約の締結・履行、アフターサービス、設備等の保守・保全、アンケートの実施、東京電力の商品・サービスの改善・開発、商品・サービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘・販売、関係法令により必要とされている業務その他これらに付随する業務を行う目的
4. 会員は、東京電力および委託会社が本サービスの利用状況を把握するための仕組みであるクッキー(Cookie)により本サービスの利用状況を記録することに同意します。

第 21 条 (個人情報等の提供)

1. 会員は、東京電力が、利用料金の請求のために必要となる会員名、住所、利用料金その他本サービスの提供に係る事項について、FNJに提供することについて同意するものとします。
2. 会員は、FNJが、債権譲渡後の債権の支払い状況等の情報について、東京電力に提供することに同意するものとします。

第 22 条 (譲渡禁止等)

会員は、会員の権利を、第三者に譲渡し、または担保の目的として提供してはならないものとします。

第 23 条 (準拠法および管轄裁判所)

本規約に関する準拠法は日本法とし、本規約または本サービスに関連して、会員と東京電力の間で紛争が生じた場合は、第一審の専属的合意管轄裁判所を東京地方裁判所とします。

附則 (2016年10月24日制定 同日実施)

(2017年5月31日改定 同日実施)

(2017年9月7日改定 同日実施)

(2018年12月3日改定 同日実施)

(2020年4月1日改定 同日実施)

(2021年10月1日改訂 同日実施)

ビジネス TEPCO かけつけサービスWebページ
<http://www.tepco.co.jp/ep/corporate/kaketsuke>

ご利用はこちらから

「ビジネス TEPCO かけつけサービス専用ダイヤル」

0120-5050-95

